

不動産相続 de ハピネスセミナー Vol.2

20年後の 家族の幸せのために ～うちって、相続税かかる？ かからない？～

「不動産の相続税、まだ対策してないの!？」

参加費
無料

定員
20名

うちは、
仲がいいから
大丈夫!

私たち三人兄弟は仲がいいけど、長男の嫁と次男の嫁が主張して譲らず。揉めているうちに、相続税の申告の期限が目前。税金対策も考えて分割したいのに…。(50代・男性)

うちは、そんなに
財産はないから
大丈夫!

財産が少ないから相続は心配ないと思っていたけれど、後になって父が残した財産がいろいろ出てきて、それが不動産ばかり。相続税を納める資金がない!!(60代・男性)

うちは、
まだ元気だから
大丈夫!

元気だった父が突然倒れて他界。不動産は母が全部相続したほうがいい?それとも、後のことを考えて私たち娘が相続したほうがいい?急なことでパニックに!(40代・女性)

不動産相続の問題は、思わぬ時に思わぬ形で降りかかります。
家族が次の代まで仲良く幸せでいるために、今から備えておきませんか?
2回目の今回は、税のプロである税理士が不動産にまつわる相続税について解説します。
相続税がかかる場合とかからない場合、お宅はどちら?この機会に個別相談で専門家に聞いてみましょう!

日時 平成29年8月22日(火)

会場 札幌市中央区民センター2階会議室
札幌市中央区南2条西10丁目



14:00～15:00 セミナー

講師: 税理士 宮治理陽

(寄りそうコンサルタントグループ 宮治理陽税理士事務所 所長)

15年以上の実務経験の中で数多くの相続案件を手がける。
また不動産を売却する際の譲渡所得税にも精通している
「不動産に関する税金のプロ」。

15:00～16:00 個別相談会(予約制・先着順)

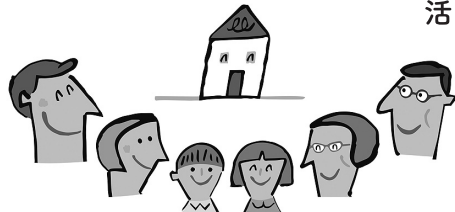
お問合せ先 一般社団法人 不動産相続支援協会 事務局

(担当: 山本) ☎ 011-206-4405



お申し込み方法は裏面へ!

親から子へ。
大切な“想い”を
不動産に込めて。



当協会は、「不動産を通して幸せをつなぐ」を理念として、今年4月に設立しました。北海道は持ち家率56%と、半数以上の方が何らかの不動産を持っています。家は、長年の家族の生活、子どもの成長など、たくさんの“想い”が詰まったものです。その“想い”を残された人に引き継ぐはずの相続で、家族が仲違いをしてしまったり、トラブルになってしまうことが多々あります。大切な家族が長年守ってくれた不動産を有効活用し、家族のきずなを守るために。私たちは一般社団法人として、宅地建物取引士、司法書士、税理士、弁護士など相続に関わりのある各分野の専門家がタッグを組み、皆様の円滑な相続のために、活動してまいります。




一般社団法人不動産相続支援協会代表理事 芳賀由治
(株)アールスペース代表取締役

次回予告

テーマ「不動産売却・賃貸利用等について(仮)」
当法人代表理事 芳賀由治 日時:9月19日(火)14:00~

不動産相続 de ハピネスセミナー Vol.2 (8月22日開催) 申し込み用紙

(この用紙をFAXで送信または、お電話でお申し込み下さい。当日参加も可能ですが、お申込で定員に達したら締切とさせていただきます。)

お名前	年齢	性別 男 ・ 女
ご住所		
電話番号	FAX番号	
個別相談会へのご参加を希望 (ご希望の方に○を付けてください。)	する ・ しない	相談内容の主旨を簡単にご記入ください。 どの専門家に相談したらよいかわからない場合は、 ○をつけなくても構いませんので、内容をご記入ください。
 相続手続きの法律知識について 司法書士 泉田陽介 (司法書士泉田陽介事務所 所長)	<input type="checkbox"/>	
 不動産相続にまつわる税金について 税理士 宮治理陽 (寄りそうコンサルタントグループ 宮治理陽税理士事務所 所長)	<input type="checkbox"/>	
 不動産売却・賃貸利用等について 一般社団法人不動産相続支援協会 代表理事 芳賀由治 ((株)アールスペース代表取締役)	<input type="checkbox"/>	
※個別相談会は、お一人の持ち時間を約15分とさせていただきます。 お申込みは先着順とさせていただきます。		
その他、ご質問・ご要望		

お問合せ・お申込み先

一般社団法人 不動産相続支援協会 事務局(担当:山本)
〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目4番地99 札幌大通ビル6F

☎011-206-4405 FAX 011-281-8110